

浜益区の今と未来を考える会

～ 浜益の現状と今後の浜益のあり方 ～



1

＝説明事項＝

- ① 地域自治区 制度
- ② 地域自治区 制度 が終わると、何が変わるのか
- ③ 地域自治区 制度 終了後の 地域自治
- ④ 諮問（市から意見を求められている）内容
- ⑤ 検討スケジュール

2

①地域自治区 制度について

地域自治区とは《地域自治を行う区域のこと》

平成17年10月1日合併

合併後の地域課題などに対し
円滑に対応するため

合併特例法を根拠

〔地域自治区〕

(名称)

「厚田区」

「浜益区」

・ 地域協議会 を置く (自治法202条の5)

・ 支所 を置く (自治法202条の4)

・ 住所に自治区の名称

を冠する (合併特例法第25条)

3

地域自治区の設置期間は・・・

H27まで

R2まで

R7まで

当初
10年間

(H23東日本大震災)
合併特例債の活用
5年間延長
⇒15年間

(H28熊本地震)
合併特例債の活用
更に5年間延長
⇒20年間

合併特例債 (有利な借金) の活用
のため予定より10年間延長

〔設置の目的 ⇒ 円滑な合併に対応すること〕

⇒ 地域自治区設置の目的が果たされた

⇒ よって期限は合併協議書に基づき

令和7年度末 (令和8年3月末) まで

4

②地域自治区制度が終わると 何が変わるのか

●期限を迎えるもの

(1) 地域協議会

(2) 支所

(3) 住所中の自治区の名称
(「浜益区」の名称)

●期限を迎えても残せる

(1) 地域協議会の役割

(2) 支所

(3) 住所中に地域の名称
(「浜益」)

住所中「区」
という文字が
使えなくなる

5

※住所中の地域の名称（「浜益」）について

① 《現在》

石狩市「**浜益区**」川下〇番地

《自治区終了後》

石狩市「**浜益**」川下〇番地
但し、浜益地区については
石狩市「**浜益**」〇番地

※ ルールにより「区」という文字は使えませんが、
⇒ 地域の名称「浜益」を使うことはできる！

※ もしくは、地域名を各集落に使わずに・・・

②

石狩市「**浜益区**」川下〇番地

石狩市 **川下** 〇番地

※ 全国の事例でも、地域名を残しているところが多い！

6

●石狩市の認識！

☆現在、地域協議会が担っている役割

(1)「地域の重要事項に関する手続きのルール」



地域の声を行政に届ける仕組み
⇒ 今後も地域に必要！



(2)「地域住民と行政をつなぐ窓口」

☆浜益支所

7

市の考えている地域自治とは・・・

「それぞれの地域に合った、持続可能な地域自治」

- 📌 地域の、人口や年齢構成、生活環境がそれぞれ違う
- 📌 地域が、抱える課題や、地域の取組にも違いがある
- 📌 地域で「できること」、「できないこと」も違う！



市民参加条例

審議会制度

情報公開条例

市民の声を活かす条例

市民主体のまちづくり”を実現していく！

新しい「浜益」をハンドメイドで作っていく！

8

④市長からの「諮問内容」について

諮問 1

地域協議会が担ってきた（地域自治の）機能（役割）のうち、今後も地域のために必要な機能（役割）について

地域協議会が担っているもの

各種計画の策定や基金の使い道
などに地域の意見を述べること

市長から意見を求められたことに
対して地域の意見を回答すること

地域課題の解決方法の検討

などなど・・・

地域自治のため

今後も残したい役割

今後必要ない役割

の回答を求められています。

9

諮問 2

これまで地域自治区の事務所として設置してきた支所の機能（役割）のうち、今後も地域のために必要な機能（役割）について

そもそも「支所」は
残してほしい！

各種手続きの
相談がしたい！

災害時が心配！

住民、戸籍など証明書の
申請窓口は必要！

色々な思い

地域にあってほしい
支所の体制

答申

◇◇ の体制

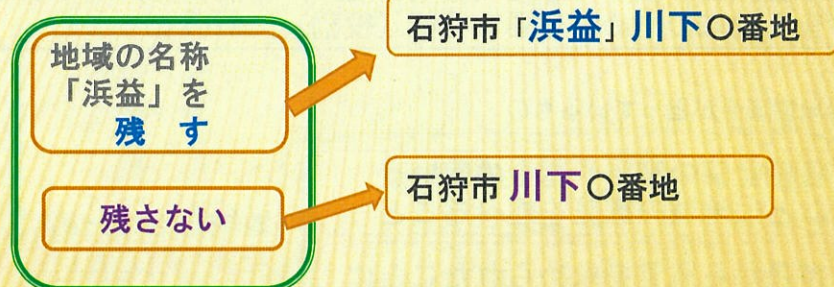
△△ の窓口

〇〇 の窓口

10

諮問 3

今後の住所表示について



※浜益区浜益については

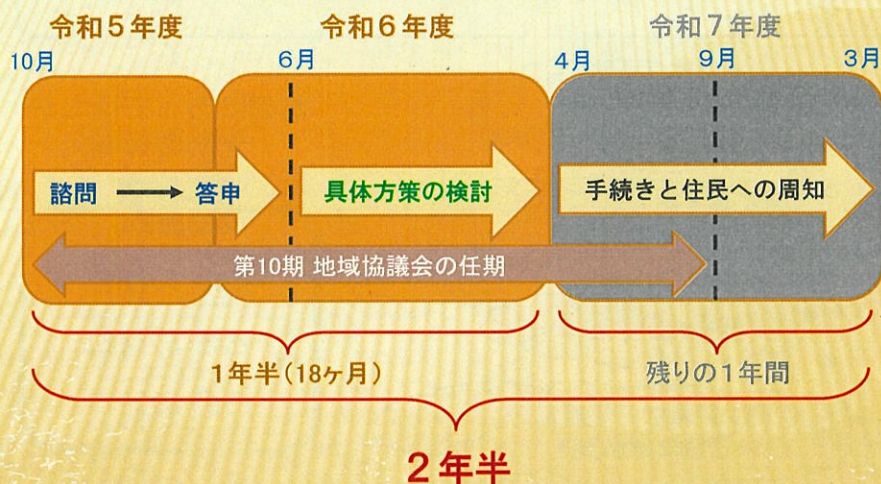
石狩市「浜益区」浜益〇番地 → 石狩市 浜益〇番地

上記の2択について区民の皆様にはアンケートを行い
取りまとめたいと思います。

11

⑤ 「検討スケジュール」について

— 地域自治区設置期間終了まであと2年半 —



12